

第7 参考資料

1 計画策定の経緯

(1) 検討経緯

- 本計画の内容については、知多市緑化推進会において検討が行われました。
- 知多市緑の基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。

日時	名称等	検討内容等
令和3年9月3日（金）	令和3年度第1回 知多市緑化推進会	知多市緑の基本計画の策定について
令和4年2月28日（月）	令和3年度第2回 知多市緑化推進会	知多市緑の基本計画（素案）について
令和4年5月26日（木）	令和4年度第1回 知多市緑化推進会	知多市緑の基本計画（案）について
令和4年9月27日（火） ～10月26日（水）	パブリックコメント	書面で直接、郵送、FAX、電子メールにより意見を募集。 提出者数：4人（11件）



(2) 知多市緑化推進会 委員名簿

氏名	所属等
加藤 善久	知多市子ども会連絡協議会 会長
茅野 佐代子	学校生活適応指導教室 指導員
近藤 壽男 (R3) 佐久間 学 (R4)	愛知県知多農林水産事務所 林務課長
酒井 清	知多市観光協会 会長
田口 朋子	知多市教育研究会 学校緑化部長 (知多市立旭南小学校長)
竹内 栄道	知多市商工会 監事
竹内 佳代子 (R3) 竹内 悦子 (R4)	あいち知多農業協同組合
武田 記子 (R3) 池 園江 (R4)	佐布里コミュニティ花いっぱい会 代表
降幡 光宏	知多自然観察会 顧問
八百井 英雄 (R3) 勝崎 当仁 (R4)	知多市コミュニティ連絡協議会 代表
桑山 洋子 (R3) 横松 喜久代 (R4)	緑化ボランティア花景観 会長
若山 敬二 (R3) 長岡 俊英 (R4)	知多三四会 会長
鈴木 宏式	知多市都市整備部長



2 推進委員会からのメッセージ

緑や花など、自然を感じられる環境の維持保全は、まちの付加価値を上げる意味からも非常に重要だと考える。緑の基本計画の策定がきっかけとなり、まちに対する市民の意識が向上していくことを望んでいる。

耕作されていない田が草生え放題なのが気になる。何とか景観を良くしたい。

子育て世代には、家の近くに少し遊べる公園と、一日中楽しめる公園が市内にあると嬉しい。

一年中花が咲いている花公園があるといい。特色ある公園も欲しい。
特色ある公園の例として、健康器具がある / とんぼがよく来る /
湿地の植物、生物 / アサギマダラに出会える / 野鳥が飛んでくる /
駅(朝倉駅)の続きに散歩してホッとできる 等

様々な地域活動に参加する市民を増やすための工夫が必要と実感している。

子ども、孫に里山で過ごす楽しさ(例：ザリガニ釣り、タキングョ)を伝えたい。

緑の将来像の実現に向け、市民の皆さんとともに進んでいけることを願っている。そこに、子どもたちに示す、大人の姿もあると確信している。



3 知多市緑化条例について

昭和47年10月1日

条例第24号

改正 平成25年3月26日条例第15号

改正 平成27年7月1日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、知多市の自然環境を保全するとともに市内の緑化を推進し、健全な環境の維持及び向上を図り、明るく住みよい緑園都市の建設に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は豊かな緑の生活環境の形成と人間尊重のまちづくりを認識し、自然環境の保護と市内の緑化推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は日常生活をみどり豊かなうるおいのあるものにするため、樹木等を大切に育て、この条例の趣旨に沿って環境の緑化に協力しなければならない。

(緑の基本計画)

第4条 市長は第1条の目的を達成するため、緑の基本計画を作成しなければならない。

2 前項の緑の基本計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化に関する調査
- (2) 緑化推進に関する事項
- (3) 緑地保全に関する事項

(保存樹等の指定)

第5条 市長は市内の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、所有者と協議の上、樹木又は樹林の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2 市長は前項の指定をするときは、あらかじめ知多市緑化推進会（以下「推進会」という。）の意見を聴かななければならない。

(団地、工場等における緑化)

第6条 施行者は別に定められた基準以上の団地造成等に当たっては、市長と事前に協議の上、緑化に努めなければならない。

2 市内に工場を設置しようとする者又は工場を有する者に対し市長が必要と認める場合は、工場緑地等を設置するよう勧告することができる。

(山林等の保全)

第7条 山林等の所有者は、その保全に努め市の緑化に協力しなければならない。ただし、山林等で良好な自然環境を形成している土地の所有者が当該土地の形質を変更しようとするときは、市長に事前協議をするように努めなければならない。

(保存樹等の保存義務)

第8条 保存樹等の所有者は樹木等の枯死及び損傷を防止し併せてその育成に努めなければならない。

2 市民は保存樹等が大切に保全されるよう協力しなければならない。



(指定の解除及び所有者の変更等の届出)

第9条 所有者は保存樹等が滅失又は枯死したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は当該樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときはあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は前2項の届出があつた場合において必要があると認めるときは当該樹木の伐採若しくは移植又はこれに代る樹木の補植に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4 市長は公益上の理由その他特別な理由があるときは推進会の意見を聴いて保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

(助成)

第10条 市長は保存樹等の保存育成及び植樹に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(推進会の組織)

第11条 緑化推進を審議するため、推進会を置く。

2 推進会は委員15名以内で組織する。

3 委員は、識見を有する者、企業の代表、関係団体の代表及び市の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(市の木及び市の花)

第12条 市の木及び市の花は次のとおりとする。

(1) 市の木 やまもも

(2) 市の花 つつじ及び梅

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第15号)

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第25号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。



4 緑地の分類について

○ 「第2 緑の現状 2 緑の量(P.11)」で整理した緑地の詳細は、次のとおりです。

緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	
		公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、公共団体が設置している市民農園、河川緑地、港湾緑地、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド
			公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地、下水処理等の付属緑地、道路環境施設帯及び植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地等
		都市公園以外	準公共的施設緑地	市民緑地
	民間施設緑地		条例等に基づく緑地（市民緑地を除く）、公開空地、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市と協定等を結び開放している企業グラウンド、社寺境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園等	
	地域制緑地	法によるもの	緑地保全地域（都市緑地法） 特別緑地保全地区（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法）	
		協定によるもの	緑地協定（都市緑地法）	
条例等によるもの		条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定区域 樹林地の保存契約、協定による工場植栽地等		

出典：国土交通省監修、（社）日本公園緑地協会編
「緑の基本計画ハンドブック」（令和3年改訂版）

